

○桜川市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要項

平成29年8月24日

告示第98号

改正 平成30年6月4日告示第73号

令和2年6月15日告示第79号

令和3年4月12日告示第73号

令和4年4月20日告示第72号

(趣旨)

第1条 桜川市長（以下「市長」という。）は、住宅等における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、桜川市補助金等交付規則（平成17年桜川市規則第33号）及びこの要項に基づき補助金を交付するものとする。

（令3告示73・一部改正）

(補助金の交付対象)

第2条 この要項において、補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、桜川市内の住宅（店舗等の併用住宅を含む。）に次の各号に掲げる未使用の設備（以下「補助対象設備」という。）を設置する事業とする。

(1) 蓄電システム

2 補助対象設備の要件は別表第1のとおりとする。

（令3告示73・一部改正）

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、補助金の交付を申請する年度内に補助事業を完了し、かつ次の要件を満たす補助対象設備を所有する者とする。

(1) 桜川市内に住所を有すること。（補助対象設備の設置完了時に住民登録をする場合を含む。）

(2) 桜川市税を滞納していないこと。

(3) 自ら居住又は居住を予定している桜川市内の住宅に補助対象設備を設置すること又は住宅を販売する事業者等により未使用の設備が予め設置された住宅を自らの居住の用に供するために取得すること。

(4) 補助事業を実施する者が住宅の所有者でない場合又は共有者がいる場合は、全ての所有者又は共有者の間で同意が取れていること。

(5) 本人又は同一世帯に属する者が過去に桜川市から同様の補助金の交付を受けていないこと。

(6) 「いばらきエコチャレンジ」に登録し、家庭での省エネの取組を行っている者

（令3告示73・一部改正）

(補助対象経費と補助金の額)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は別表第2のとおりとする。

2 前項の補助対象経費の算出にあたっては、消費税及び地方消費税相当額を控除するものとする。

3 補助金は補助対象設備の種類ごとに、一の住宅に1回に限り交付する。ただし、集合住宅の専有部分において利用する設備の設置にあつては一戸に1回限りとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象設備の設置工事に着手する14日前(住宅を販売する事業者等により未使用の設備が予め設置された住宅を自らの居住の用に供するために取得しようとする者にあつては、住宅の引渡しを受ける7日前)までに、桜川市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象設備の設置に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (2) 補助対象設備の経費の内訳が分かる見積書等の写し
- (3) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類の写し(カタログ等)
- (4) 補助対象設備の設置予定箇所の位置図
- (5) 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真
- (6) 完納証明書
- (7) 住宅を第三者が所有する場合又は共有者がいる場合は、当該第三者又は共有者から設置の承諾を受けていることが確認できる書類
- (8) その他市長が必要と認めるもの

(令2告示79・一部改正)

(交付等の決定)

第6条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し補助金交付の可否を決定するとともに、桜川市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(変更の申請)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、第5条の申請書に記載した事項を変更しようとするときは、速やかに桜川市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金変更申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、申請された事項を承認又は不承認とするときは、桜川市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金変更承認(不承認)通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。

(令2告示79・一部改正)

(申請の取下げ)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象設備の設置を中止しようとする

るときは、桜川市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金交付申請取
下げ書（様式第5号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、工事を完了した日から起算して30日
を経過した日又は当該年度の3月末日のいずれかの早い日までに、桜川市自立・
分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲
げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 補助対象設備の設置に係る領収書・内訳書の写し
- （2） 補助対象設備の保証書の写し
- （3） 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
- （4） 住民票写し
- （5） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の報告書が提出されたときは、必要に応じ現地調査を行う
などその内容を審査し、適正と認めたときは補助金の額を確定し、桜川市自立・
分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金交付額確定通知書（様式第7号）に
より、当該報告書を提出した者に通知するものとする。

（交付の請求）

第11条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた者は、桜川市自立・分
散型エネルギー設備導入促進事業費補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提
出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第12条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当す
ると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができ
る。

- （1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- （2） この要項に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取消したときは、桜川市自
立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金交付決定取消通知書（様式第9
号）により、その者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取消した場合に
おいて、既に当該補助金を交付しているときは、その者に対し期限を定めて当該
補助金の返還を命ずるものとする。

（財産の管理）

第14条 この要項に基づき補助金の交付を受けて補助対象設備を設置した者は、
補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後
においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の
目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(処分の制限)

第15条 この要項に基づき補助金の交付を受けて補助対象設備を設置した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産及び補助事業に係る帳簿その他の証拠書類については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの間、この補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を得た場合は、この限りではない。

2 前項の場合において、市長の承認を得て財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(令2告示79・一部改正)

(協力の義務)

第16条 この要項に基づき補助金の交付を受けて補助対象設備を設置した者は、市長から設置効果等に関する資料の提供を求められたときは、これに協力しなければならない。

(雑則)

第17条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平成30年告示第73号）

この告示は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和2年告示第79号）

この告示は、公布の日から施行する。ただし、別表第1中の改正規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和3年告示第73号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年告示第72号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係） 補助対象設備の要件

(平30告示73・令2告示79・令3告示73・令4告示74・一部改正)

設備の種類	設備の要件
蓄電システム	・前年度又は当該年度に、国が実施する補助事業における補助対象設備として、国の委託事業者により登録されているもので、未使用の設備であること
	・電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるものであること
	・住宅等に設置された太陽光発電設備（発電出力10キロワット未満のものに限る。）と接続され、太陽光発電設備により発電される電力を充放電できるものであること

	・蓄電池部から供給される電力が、当該住宅等にて使用されるものであること
--	-------------------------------------

別表第2（第4条関係） 補助対象経費及び補助金の額
（令3告示73・一部改正）

設備の種類	補助対象経費	補助金の額
蓄電システム	設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び付属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費、工事費（据付・配管工事等）	上限50,000円

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

桜川市長 様

申請者 住所

氏名

印

電話番号

桜川市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金交付申請書

桜川市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金の交付を受けたいので、桜川市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金交付要項第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

設置場所	
住宅棟の所有者氏名	
補助対象設備の種類 ※□をチェックすること	蓄電システム <input type="checkbox"/> 一般社団法人環境共創イニシアチブに登録されているもので、未使用の設備であること。 <input type="checkbox"/> 電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるものであること。 <input type="checkbox"/> 住居等に設置された太陽光発電設備と接続され、太陽光発電設備により発電される電力を充放電できるものであること。 <input type="checkbox"/> 蓄電池から供給される電力が、当該住居にて使用されるものであること。
補助金交付申請額	円
工事着工予定日	年 月 日
工事完了予定日	年 月 日
補助対象設備を設置する建物等の種別 (いずれかに○)	1 既存の住宅に補助対象設備を設置する。 2 未使用の補助対象設備が設置された住宅(建売住宅等)を取得する。 3 住宅の新築に合わせて補助対象設備を設置する。 (2・3の場合、入居予定 年 月)
私は、桜川市税の納付状況について市長が確認することに、 同意します ・ 同意しません 署名欄	
※同意した場合、下記の添付書類のうち6の提出の必要はありません。	

添付書類

- 1 補助対象設備の設置に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し
- 2 補助対象設備の経費の内訳が分かる見積書等の写し
- 3 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類の写し(カタログ等)
- 4 補助対象設備の設置予定箇所の位置図
- 5 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真
- 6 納税証明書
- 7 「いばらきエコチャレンジ」に登録し、アカウント情報を印刷したもの
- 8 住宅を第三者が所有する場合又は共有者がいる場合は、当該第三者又は共有者から設置の承諾を受けていることが確認できる書類
- 9 その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

桜川市長

桜川市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった桜川市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金について、下記のとおり決定したので桜川市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要項第6条の規定により通知します。

記

- 1 決定区分 交付（不交付）
 交付決定額 蓄電システム 円

- 2 交付の条件（不交付の理由）

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

（あて先）桜川市長

申請者 住所
氏名 印
電話番号

桜川市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金
変更申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった、桜川市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金の補助事業の内容を変更したいので、桜川市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金交付要項第7条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業内容の変更

変更内容	変更前	変更後

2 変更の理由

様式第4号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

桜川市長

桜川市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金変更承認（変更不承認）通知書

年 月 日付で申請のあった桜川市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金の変更について、下記のとおり承認（不承認）したので、桜川市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要項第7条第2項の規定により通知します。

記

1 決定区分 承認（不承認）

変更内容	変更前	変更後

2 交付の条件（不承認の理由）

様式第5号(第8条関係)

年 月 日

桜川市長 様

届出者 住所
氏名 印
電話番号

桜川市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金交付申請取下書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった、桜川市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金については、下記の理由により取り下げたいので、桜川市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金交付要項第8条の規定により届け出ます。

記

- 1 交付決定額 円
(内訳) 蓄電システム 円
- 2 取下げの理由

様式第 6 号(第 9 条関係)

年 月 日

桜川市長 様

届出者 住所
氏名 印
電話番号

桜川市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定を受けた補助対象設備の設置が完了したので、桜川市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金交付要項第 9 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

補助金交付決定額	円
工事完了日	年 月 日
私の住民登録について、市長が確認することに、 同意します。 ・ 同意しません。 署名欄 ※同意する場合は、添付書類のうち 4 の提出の必要はありません。	

添付書類

- 1 補助対象設備の設置に係る領収書及び内訳書の写し
- 2 補助対象設備の保証書の写し
- 3 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
- 4 住民票の写し
- 5 その他市長が必要と認める書類

様式第 7 号(第 10 条関係)

第 号
年 月 日

様

桜川市長

桜川市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金交付額確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった桜川市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金について、下記のとおり交付額を確定したので桜川市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要項第 10 条の規定により通知します。

記

交付確定額

円

様式第 8 号(第 11 条関係)

年 月 日

(あて先)桜川市長

申請者 住所
氏名 印
電話番号

桜川市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号をもって交付額の確定通知のあった件について、
桜川市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金交付要項第 11 条の規定により、下記のとおり
請求します。

記

- 1 請求額 円
2 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 支所
口座種目	普通 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

- 3 添付書類 口座番号の確認できる通帳の写し

様式第9号(第12条関係)

第 号
年 月 日

様

桜川市長

桜川市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定した桜川市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金について、下記のとおりその全部（一部）を取消したので、桜川市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金交付要項第12条第2項の規定により通知します。

記

- | | |
|---------------|---|
| 1 取消した補助金の額 | 円 |
| 2 取消し後の補助金額 | 円 |
| 3 取消しの内容とその理由 | |

- 様式第1号（第5条関係）
（令3告示73・全改）
- 様式第2号（第6条関係）
（令3告示73・全改）
- 様式第3号（第7条関係）
（令3告示73・全改）
- 様式第4号（第7条関係）
（令3告示73・全改）
- 様式第5号（第8条関係）
（令3告示73・全改）
- 様式第6号（第9条関係）
（令3告示73・全改）
- 様式第7号（第10条関係）
（令3告示73・全改）
- 様式第8号（第11条関係）
（令3告示73・全改）
- 様式第9号（第12条関係）
（令3告示73・全改）